

プライバシーマーク付与適格性審査に関する
異議申出規定

第2版

平成23年3月1日

特定非営利活動法人
中四国マネジメントシステム推進機構

プライバシーマーク付与適格性審査に関する異議申出規程

1. 目的

審査機関における審査業務の遂行において、特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構の中四国プライバシーマーク審査センター（以下、「審査センター」という。）が決定した事項についての異議の申出に関し、公正、かつ、迅速に対処することを目的とし、プライバシーマーク制度基本綱領（JIP-PMK100）（以下「基本綱領」という。）の(付与機関への異議の申出)第12条、（指定機関への異議の申出）第14条の規定に基づきその手続きを本規程に定める。

2. 適用範囲

本規程で対象とする異議申出は、プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準（JIP-PMK510）の3. 欠格事項のいずれかに該当するため、基本綱領（JIP-PMK100）（指定機関への異議の申出）第14条2に基づきによって申出のあった異議に関するものであって、異議申出の対象となる事項に関する決定の通知の日から1か月以内に「プライバシーマーク制度に係る異議申出書」（以下「異議申出書」という。）を提出したものである。

3. 受付

3. 1 事務

異議申出に関する事務は、審査センターが行う。

3. 2 申請の方法

異議を申し出る者は、「異議申出書」によって審査センターに申し出なければならない。異議申出書の様式は特に定めない。

3. 3 受理

(1) 申出の受理は、「異議申出書」の到着日が、異議申出の対象となった措置の決定を通知した日から1ヵ月以内である場合であって、かつ、記載内容に不備がない場合について行うものとする。

(2) 受理した場合には、「異議申出受理通知書」（様式ACA18-01）をもって通知する。

3. 4 異議申出書の記載内容

「異議申出書」には、次の事項を記載するものとし、申し出る者の正式な書類であること。

- ①題名「プライバシーマーク制度に係る異議申出書」
- ②申出年月日
- ③登録番号（付与事業者の場合）
- ④事業者名（付与に当たって届け出ている正式な名称）
- ⑤代表者名（代表者印を捺印のこと）
- ⑥担当連絡先（担当者氏名、住所、電話番号等）
- ⑦異議申出の内容と理由

4 処理

4. 1 処理の時期

審査センターは、受理した異議申出について、異議申出を受けた日から1ヶ月以内にプライバシーマーク審査判定委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問しなければならない。

4. 2 異議申出に対する決定と回答

(1) 審査センターは、審査委員会からの答申を受けたときは、その答申を参酌して速やかに異議申出に関する措置を決定する。

(2) 異議申出に対して決定した措置は、答申を受けた日から1ヶ月以内に「異議申出対応通知書」（様式ACA18-02）をもって申出者に回答する。ただし、審査委員会における審議の継続等が必要な場合であって1ヶ月以内に正式な回答が出来ない場合には、その旨を通知する。

(3) 審査センターは、審査委員会からの答申を受けたときは、財団法人日本情報処理開発協会に報告する。

4. 3 終結

異議申出に対する「異議申出対応通知書」（様式ACA18-02）の送付をもって、当該異議申出については終結したものとする。

4. 4 記録の保管

審査センターは、以下の記録を保管する。

- ①異議申出書
- ②異議申出受理通知書
- ③異議申出対応通知書
- ④その他、関連する記録

5. 機密保持

この業務で知り得た内容は、他の目的に使用されないように、機密保持を行う。

6. 改廃

本規程は、審査センターが策定し、審査委員会の決議によって改廃を決定する。

7. 附則

- (1) 本規程は、2009年7月1日から施行する。
- (2) 本規程第2版は、2011年3月1日から施行する。
- (3) 本規程の管理部署は、審査センターとする。

異議申出受理通知書

殿

年 月 日 発行

非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構

中四国プライバシーマーク審査センター

センター長 大谷 完次

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

貴殿からの下記異議申出書を受理いたしましたのでお知らせいたします。

本件に関しては、今後、当センターの定める「異議申出規程」に基づいて処理いたします
のでご承知おきください。

敬具

記

項目	内容
受理日	年 月 日
件名	
今後の処理	

異議申出対応通知書

殿

年 月 日 発行

非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構

理事長 河野 亘

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

貴殿からの異議申出に関しては、 月 日に、プライバシーマーク審査判定委員会からの答申を受けて、対応を下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本裁定に対し不服ある場合は、基本綱領（JIP-PMK100）（指定機関への異議の申出）第14条2に基づき、1ヶ月以内に財団法人日本情報処理開発協会へ再審査を申し出ることができます。

敬具

記

項 目	内 容
受 理 日	年 月 日
件 名	
異議申出の内 容	
異議に対する決 定	
決定の理由	